

平成19年12月18日

「ゆうちょ銀行のクレジットカード業務、変額個人年金保険等生命保険募集業務及び住宅ローン等の代理業務に関する郵政民営化委員会の調査審議」に向けた意見

全 国 銀 行 協 会

1. 基本的な考え方

ゆうちょ銀行による新規業務への参入に関しては、その大前提として、これまで国営事業ゆえ経営の効率性に十分配意されてこなかったことや、内部管理等に多くの課題が存在することなどを踏まえ、「経営の抜本的な効率化」と「民間企業としての内部管理体制の整備」を徹底することが不可欠である。そのうえで、個別業務ごとの新規参入の是非は、①公正な競争条件が確保され民業圧迫を生じさせないこと、②規模の再拡大に繋がらないこと、③利用者保護等の面で問題が生じないこと等を総合的に検討し判断する必要がある。

また、先般の「ゆうちょ銀行の運用対象の自由化に関する郵政民営化委員会の意見」において、「具体的な業務実施は、市場のかく乱要因とならないようになされる必要がある」、「バランスシートの規模が市場規模に対し大きいこと等に伴う金融二社の特性を十分踏まえる必要がある」旨の考え方方が示されており、暗黙の政府保証が残るゆうちょ銀行が、巨大な資金力をもって大規模に参入することにより、当該市場に混乱を来たしたり、健全な市場機能を歪めることがないか、十分な検証を行うことが不可欠である。

もとより、ゆうちょ銀行が移行期間中に、民業圧迫を回避しつつ、規模縮小を通じた円滑な民間市場への融合を求められていることに鑑みれば、同行においては、こうした郵政民営化の趣旨に適った、適切なビジネスモデルを早急に策定し、明示することが必要である。貴委員会においても、ゆうちょ銀行に対して具体的な対応を強く促して頂きたい。

2. 今般の新規業務の認可申請について

今般、ゆうちょ銀行より行われた新規業務の認可申請については、上記の3要件に照らし、以下の通りと考える。

(1) クレジットカード業務

全銀協では、移行期間中の貸出業務への参入は、暗黙の政府保証を背景とした競争条件の優位性により民業の圧迫に繋がる懸念が大きいと主張してきた。この点からは、クレジットカード業務に関し、認可申請に含まれているクレジットカードを利用したクレジットカード会員(個人)向け貸付けが、一般の個人向けローンの提供に繋がれば、民業圧迫の懸念が大きく、そのような取扱いは認められるべきではない。

(2) 変額個人年金保険等生命保険募集業務

変額個人年金保険は、その販売に際して特別な資格（変額保険販売資格）の取得が義務付けられるなど、取扱いに際して高度な保険知識等を要する商品であることに鑑みれば、「利用者保護等の面で問題が生じないこと」に関して、十分な検証が必要である。また、一口に保険商品と言っても、今回認可申請のあった、投資信託に近い性格を有する変額個人年金保険から、死亡保障保険に至るまで様々な商品があり、その商品特性や販売に要する知識等は異なる。ゆうちょ銀行においても「生命保険の保険募集業務の業務開始当初は、適切かつ確実な業務運営を図る必要から、変額個人年金保険等の保険募集から行う」としている。こうした点に鑑みれば、今後、同行が販売する保険商品の種類を拡大する際には、貴委員会が業務運営体制の適切性や当該保険商品市場に及ぼす影響の大きさ等について検証の上、取扱いの是非を検討していただきたい。

(3) 住宅ローン等の代理業務

従来から主張してきたとおり、ゆうちょ銀行による移行期間中の貸出業務への参入は、暗黙の政府保証を背景とした資金調達面での優位性により民業圧迫の懸念が大きいため、住宅ローン等の個人向け商品を含めて反対である。

移行期間中、ゆうちょ銀行自らが本体で貸出業務に参入せず、代理業務に徹する場合でも、従来、ローン業務の経験がない同行が、住宅ローン等の商品を顧客に提供するためには、十分な商品・法令知識等を有した人材の確保が必要である。また、抱き合わせ販売や優越的地位の濫用防止といった、利用者保護、法令遵守等の徹底を図るための適切な業務運営体制の整備等が不可欠であり、それには相応の期間を要すると考えられる。こうした点を踏まえ、貴委員会においては、「利用者保護等の

面で問題が生じない」よう、ゆうちょ銀行において適切な体制整備等が図られているか、十分な検証をお願い致したい。

なお、ゆうちょ銀行の新規業務への参入については、民間金融機関によって置かれた環境やその特性等に応じて影響が異なるため、貴委員会においては、そのような実情を踏まえ、幅広い観点から深度をもった調査審議をお願いしたい。

以上